

議 会 議 案 第 1 号

新居浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

新居浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

令和7年3月21日提出

|          |   |   |   |     |
|----------|---|---|---|-----|
| 新居浜市議会議員 | 大 | 條 | 雅 | 久   |
| 新居浜市議会議員 | 藤 | 原 | 雅 | 彦   |
| 新居浜市議会議員 | 合 | 田 | 晋 | 一 郎 |
| 新居浜市議会議員 | 田 | 窪 | 秀 | 道   |
| 新居浜市議会議員 | 山 | 本 | 健 | 十 郎 |
| 新居浜市議会議員 | 篠 | 原 |   | 茂   |
| 新居浜市議会議員 | 仙 | 波 | 憲 | 一   |

新居浜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第4号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「まで及び第29条」を「まで」に改め、同項の表中「第2条第9  
項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」  
を「又は」に改める。

第18条第1項中「対し、議会の保有する」を「対し、」に改め、同条第2項中「以下この章において」を「以下」に改める。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項及び第12条第5項の表の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第52条から第54条までの改正規定及び次項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提案理由

口頭説明